

5章

屋外広告物に関する事項

1

屋外広告物の基本的な考え方

2

屋外広告物の表示、掲出に関する指針

1

屋外広告物の基本的な考え方

屋外広告物は、経済活動を支えるとともに、景観を構成する重要な要素です。無秩序な表示、設置は景観を阻害し、優れたデザインの広告物は地域の魅力向上につながります。本市では、千葉県屋外広告物条例の目的に則し景観の形成を図ります。

■ 禁止地域等（千葉県屋外広告物条例第4条）

屋外広告物の設置に関しては、申請に基づく許可により設置ができる「許可地域」に対して、掲出が出来る広告物が大幅に制限される「禁止地域」を下表のとおり定めています。

	名 称	
広告物の掲出に制限がある地域	第一種低層住居専用地域 特別緑地保全地区	第二種低層住居専用地域 都市公園 など
知事が指定する地域	八柱霊園及びその周辺区域 旧松戸橋有料道路の路面及びその周辺区域	21世紀の森と広場とその周辺区域

■ 禁止物件（千葉県屋外広告物条例第5条）

屋外広告物を設置する場合、その掲出ができないものとして、下表のとおり「禁止物件」が定められています。

	名 称
禁止物件	道路や鉄道などの橋りょう、歩道橋、トンネル、道路の石垣、よう壁、街路樹、 知事が指定する電柱、街路柱、街路灯、路面、その他知事が指定したもの

2

屋外広告物の表示、掲出に関する指針

屋外広告物などの表示、掲出を行う場合「良好な景観形成に関する方針」、「行為の制限に関する事項」に基づくとともに、以下の指針に配慮するものとします。

表示、掲出に関する指針	
形態、意匠、色彩に関する指針	<ul style="list-style-type: none">● 周辺に配慮し、節度ある規模やデザインとする。● 多数の設置は避け、極力コンパクトに集約する。● 建築物と共通性をもたせ、地色は壁面色と同色とするなど、収まりの良いデザインとする。● 彩度が高いもの、蛍光色を用いたものなど、まち並みから突出するものは避ける。
立地に応じた指針	<ul style="list-style-type: none">● 住宅地では、住環境の妨げとならない落ち着いた色彩や形態とし、掲出方法や位置を工夫する。● 樹林地などに近接する場合は、周囲の緑との調和に配慮した色彩や形態とし、掲出方法や位置を工夫する。● 歴史・文化の景観要素に近接する場合は、伝統素材や自然素材を活用するなど、地域の歴史や文化との調和に配慮した色彩や形態とし、掲出方法や位置を工夫する。● 眺望景観に影響する場合は、眺望の妨げとならない色彩や形態とし、掲出方法や位置を工夫する。